2025年日本国際博覧会EXPO2025デジタルウォレットパーク、マネープラザ建築・運営業務

　基本契約（案）

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）と○○（以下「受注者」という。）とは、2025年日本国際博覧会EXPO2025デジタルウォレットパーク、マネープラザ建築・運営業務（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

本基本契約は、第４条に基づき締結される各業務に係る契約（以下「個別契約」という。）の前提となる協会及び受注者が果たすべき役割及びそれぞれの個別契約に共通して適用される事項その他本事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（適用関係）

本事業は、個別契約、本基本契約、協会が公募手続において配布した仕様書その他一切の資料及び公募手続に係る質問回答書（以下「仕様書等」という。）に従って実施されるものとする。これらの記載内容に矛盾または相違があるときは、個別契約、本基本契約、仕様書等の順に適用されるものとする。

２ 個別契約、本基本契約または仕様書等の記載内容に疑義が生じたときは、協会と受注者は、前項に定める優先関係に従い協議の上解決するものとする。

第３条（本基本契約の有効期間）

本基本契約の締結日から、第５条に基づき締結される個別契約の終了日又は個別契約を締結しないことが確定する日のいずれか遅い日までとする。

第４条（事業概要）

本事業は、以下の各号の事業から構成されるものとする。

（１）企画・運営業務

　　　 契約期間：契約締結日から2025年12月31日まで（予定）

委託料（別紙特約条項のとおり）

（２）基本・実施設計業務

　　　 契約期間：契約締結日から2024年12月31日まで（予定）

委託料上限額：　　　　　　円

（３）工事監理業務

契約期間：2025年１月1日から2025年３月10日まで（予定）

委託料上限額：　　　　　　円

　 （４）建築・内装工事

契約期間：2025年１月１日から2025年3月10日まで（予定）

委託料上限額：　　　　　　　円

（５）解体・撤去工事

　　　　契約期間：2025年10月14日から2025年12月31日まで（予定）

委託料上限額：　　　　　　　円

２　前項２号から５号に定める委託料の総額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

第５条（各個別契約とその契約時期）

協会及び受注者は、本基本契約締結後、協議の上、適切な時期に個別契約（業務委託契約）を締結するものとする。ただし、前条第１号及び２号に定める「企画・運営業務」及び「基本・実施設計業務」に関する個別契約は、本基本契約と同時に締結するものとする。

第６条（上限額の遵守）

受注者は、個別契約の締結に先立ち、委託料を第４条各号の上限額の範囲内で定めた見積書を積算根拠を含めて協会に提出するものとする。

２　協会は、前項の見積書を踏まえて受注者と業務内容及び委託料について協議し、これらを確定のうえ個別契約を締結するものとする。

３　受注者は、各個別契約の実施に際し、委託料の変更が生じることがないように最善の努力をするものとする。

第７条（契約の不締結）

協会は、次に掲げる場合は、受注者と個別契約を締結しないことができる。

（１）予算等の措置が講じられていないとき。

（２）受注者の経営状態が健全でないと認められるとき。

（３）受注者が本基本契約又は先行する個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしても是正しないとき。

（４）受注者が第９条第１項に定める事由に該当するとき。

　（５）その他受注者と個別契約を締結することが不適切であると認められるとき。

２　受注者は、次に掲げる場合に限り、協会と個別契約を締結しないことができる。

（１）協会の承諾を得たとき。

（２）天災その他避けることができない事変のため個別契約を締結することができないとき。

（３）協会が第９条第１項に定める事由に該当するとき。

第８条（協会の解除権）

協会は、受注者が前条第１項の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく本基本契約を解除することができる。

２　協会は、受注者に対し、前項の解除に伴い協会に生じた損害の賠償を請求することができる。

第９条（暴力団排除に伴う契約の解除）

協会及び受注者は、相手方又は相手方の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要さずに、直ちに本基本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）反社会的勢力を利用していると認められるとき。

（４）反社会的勢力に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（５）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）自ら又は第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

２　前項により本基本契約又は各個別契約を解除した場合は、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

第10条（損害賠償）

協会及び受注者は、相手方が本基本契約又は各個別契約に規定する条項に違反し、損害を被ったときは、相手方に対し、損害の賠償を請求することができる。ただし、相手方の不履行が本基本契約又は各個別契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第11条（受注者による権利の譲渡の禁止）

受注者は、協会の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本契約上の地位、権利義務を第三者へ譲渡等することはできない。

第12条（秘密保持等）

協会及び受注者は、本基本契約及び個別契約に関連して相手方から提供を受けた情報を秘密情報として保持するとともに、秘密情報を本基本契約及び個別契約の実施以外の目的に使用し、又は相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

第13条（準拠法）

本基本契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本契約及び各個別契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（書面主義）

本基本契約に定める申出、通知及び承諾は、書面により行う。

２　本基本契約に規定する各事項は、協会及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

第15条（補則）

本基本契約に定めのない事項または本基本契約に関して疑問が生じたときは、協会と受注者が協議して解決するものとする。

以上を証するため、本基本契約書を２通作成し、協会及び受注者が各１通を保有する。

2024年　　月　　日

協会

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

事務総長　石毛　博行

受注者

[ 　]会社

代表者